



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 82 平成18年和歌山県告示第1360号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部改正 (循環型社会推進課) 1
- 83 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課) 5
- 84 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) 5
- 85 // (//) 5
- 86 保安林の指定の解除予定 (//) 5
- 87 保安林の指定の解除 (//) 6
- 88 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (//) 6
- 89 保安林の指定施業要件の変更 (//) 6
- 90 // (//) 7
- 91 // (//) 7
- 92 // (//) 7
- 93 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 8

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 8
- // (//) 8

告 示

和歌山県告示第82号

平成18年和歌山県告示第1360号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改める。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表に次のように加える。

17	紀の川市	粉河字別所谷	3107番	政令第13条の2第1号
			3108番の一部	
			3109番	
			3110番	
			3111番	
			3113番2	
			3113番3	
			3167番19	
			3167番21	
			3167番26	
			3167番30の一部	

3167番32の一部
3167番102の一部
3167番124の一部
3167番134
3167番136の一部
3167番156の一部
3167番158の一部
3167番159の一部
3167番160の一部
3167番161の一部
3167番163の一部
3167番164の一部
3167番165の一部
3167番166の一部
3167番167の一部
3167番168の一部
3167番169
3167番170
3167番171
3167番173の一部
3167番175
3167番178
3167番179
3167番180の一部
3167番376の一部
3167番377
3167番379の一部
3167番380
3167番382の一部
3167番383
3167番385の一部
3167番386
3167番388の一部
3167番390の一部
3167番391の一部
3167番392の一部
3167番393
3167番394
3167番395
3167番396
3167番555
3167番562の一部

		3167番567の一部
		3210番
		3211番
		3213番
		3214番
		3215番
		3216番
		3217番
		3217番1
		3218番
		3219番
		3220番1
		3220番2
		3222番
		3223番
		3224番1
		3224番3
		3226番1
		3227番
		3228番
		3229番
		3230番
		3231番
		3234番
		3236番
		3239番
		3240番
		3241番
		3242番1
		3242番2
		3242番3
		3247番1の一部
		3248番
		3249番
		3250番2の一部
	粉河字西大道端	3376番2の一部
		3376番3の一部
		3376番4の一部
		3377番1の一部
		3378番の一部
		3378番1

3379番の一部

3379番1の一部

3381番の一部

3382番2

3382番3

3382番4

3382番5

3387番2

3387番3

3387番4

3388番1の一部

3388番2の一部

3402番1の一部

3402番2

3405番1の一部

3405番2の一部

3405番3の一部

3407番3の一部

3407番5の一部

3413番3の一部

3413番7の一部

3418番1の一部

3418番4の一部

3418番5の一部

3419番1の一部

3419番2

3419番3

3419番5

3419番6

3423番1

3423番2

3423番3

3423番4

3423番5

3423番7

3426番1の一部

3427番1

3427番2

3427番4

3427番5

3427番9

3427番10

			3432番1
			3432番2

和歌山県告示第83号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
岩畔哲也	循環器科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和 元. 12. 31

和歌山県告示第84号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字護摩壇10の2から10の5まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第85号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字寄地593の3、593の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第86号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字護摩壇10の2・10の3・10の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宮川字柳垣内540の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第88号

令和元年和歌山県告示第770号（以下「告示第770号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
西友一郎
田原登
林亀千代
佐々木隆太郎
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第770号のとおり

和歌山県告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第90号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第93号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

釜郷原（1）急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱7号から9号までを順次結んだ線、標柱9号と既設標柱2号を結んだ線、既設標柱2号と既設標柱1号を結んだ線及び既設標柱1号と標柱7号を結んだ線によって囲まれた区域を昭和63年和歌山県告示第556号で指定した釜郷原（1）急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
7号	東牟婁郡	串本町	高富	中山	810番1	
8号	〃	〃	〃	〃	〃	
9号	〃	〃	〃	〃	〃	

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

有田都市計画公園（4・3・1号楚都浜公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画市場（箕島魚市場）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課